

オンライン資格確認等システムについて

(1) 概要

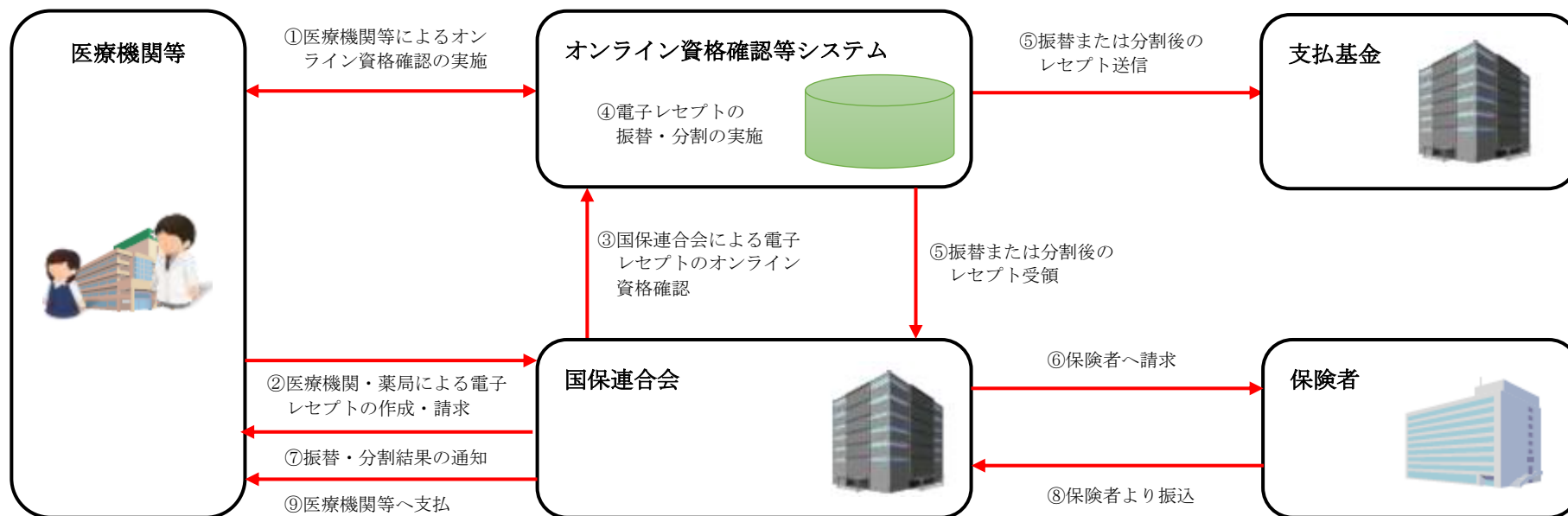
令和3年10月より本格稼働する「オンライン資格確認等システム」では、保険医療機関または保険薬局（以下、「医療機関等」という。）において、マイナンバーカードまたは被保険者証の券面情報にて、オンラインで患者の資格情報の確認が可能となります。

また、確認した資格情報を医療機関システムへ取込み、レセプトを作成することが出来ます。

一方、審査支払機関（国民健康保険団体連合会・社会保険診療報酬支払基金）では、令和3年9月診療分（10月審査分）より、電子レセプトの受付時にオンライン資格確認等システムに連携し、資格情報の照会を行います。

医療機関等が行う資格照合と保険者が行う資格登録等のタイムラグで生じる資格誤りについては、審査支払機関においてオンライン資格確認等システムを活用し、正しい資格情報のレセプトへ自動的に作り替える仕組み（振替・分割）となります。

〈電子レセプトの流れ〉

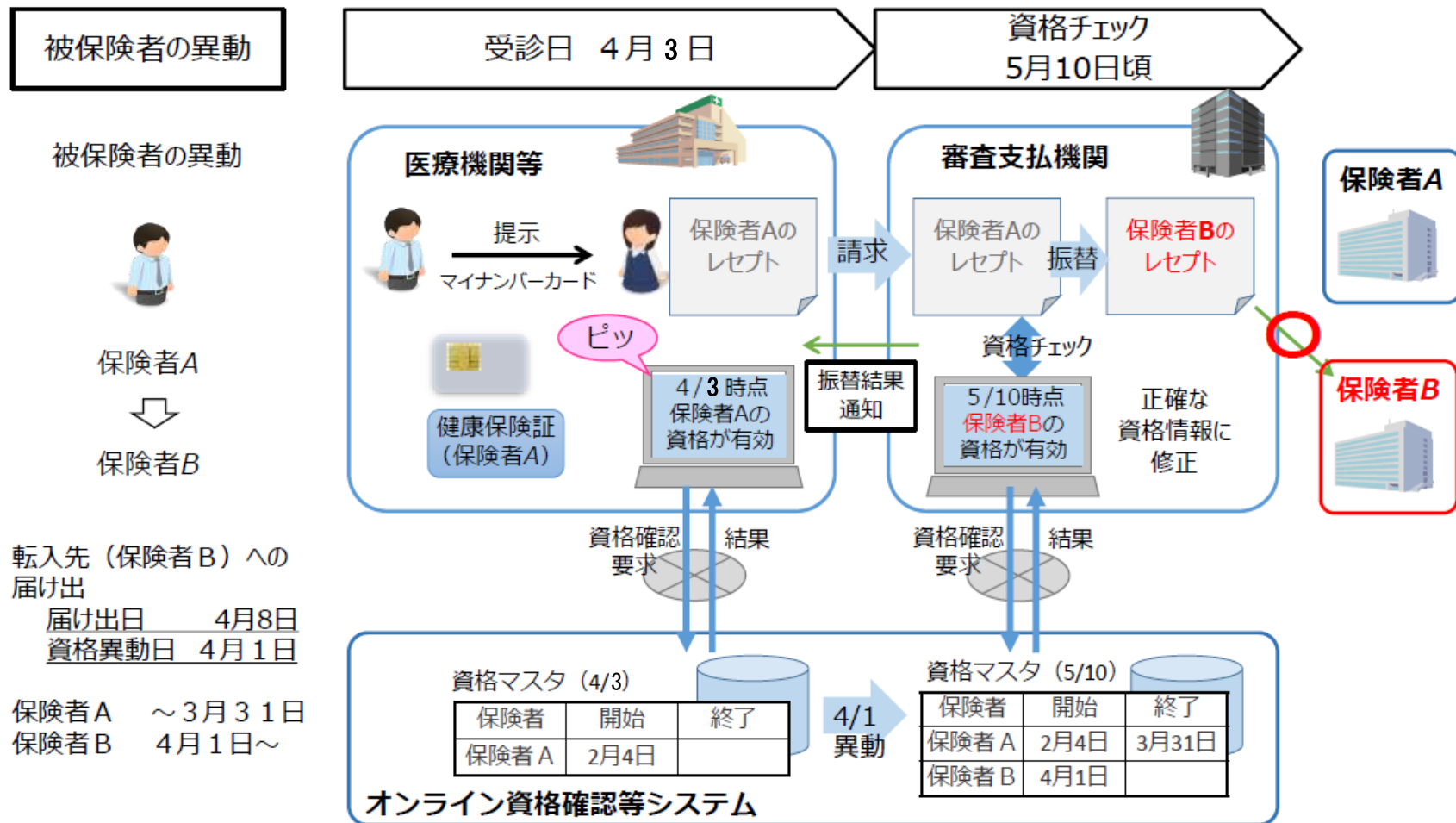


※紙レセプトは現行の取扱いから変更ありません。

(2) レセプトの振替・分割について

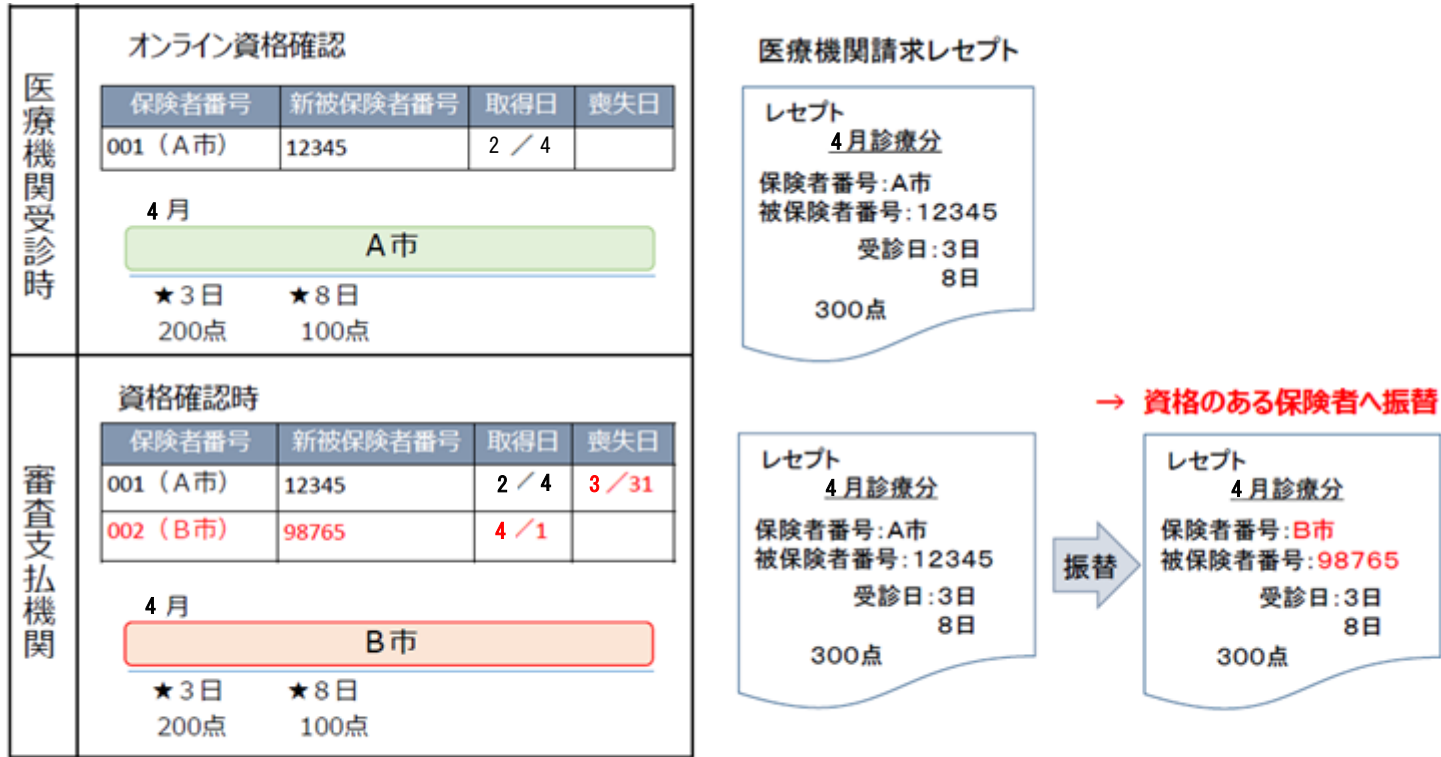
〈フロー〉

医療機関等より請求された電子レセプトは、審査支払機関によるオンライン資格確認等システムの資格確認において、最新の資格情報と照合を行い、資格誤りとなる場合、正しい資格情報のレセプトに自動的に作り替えられます。



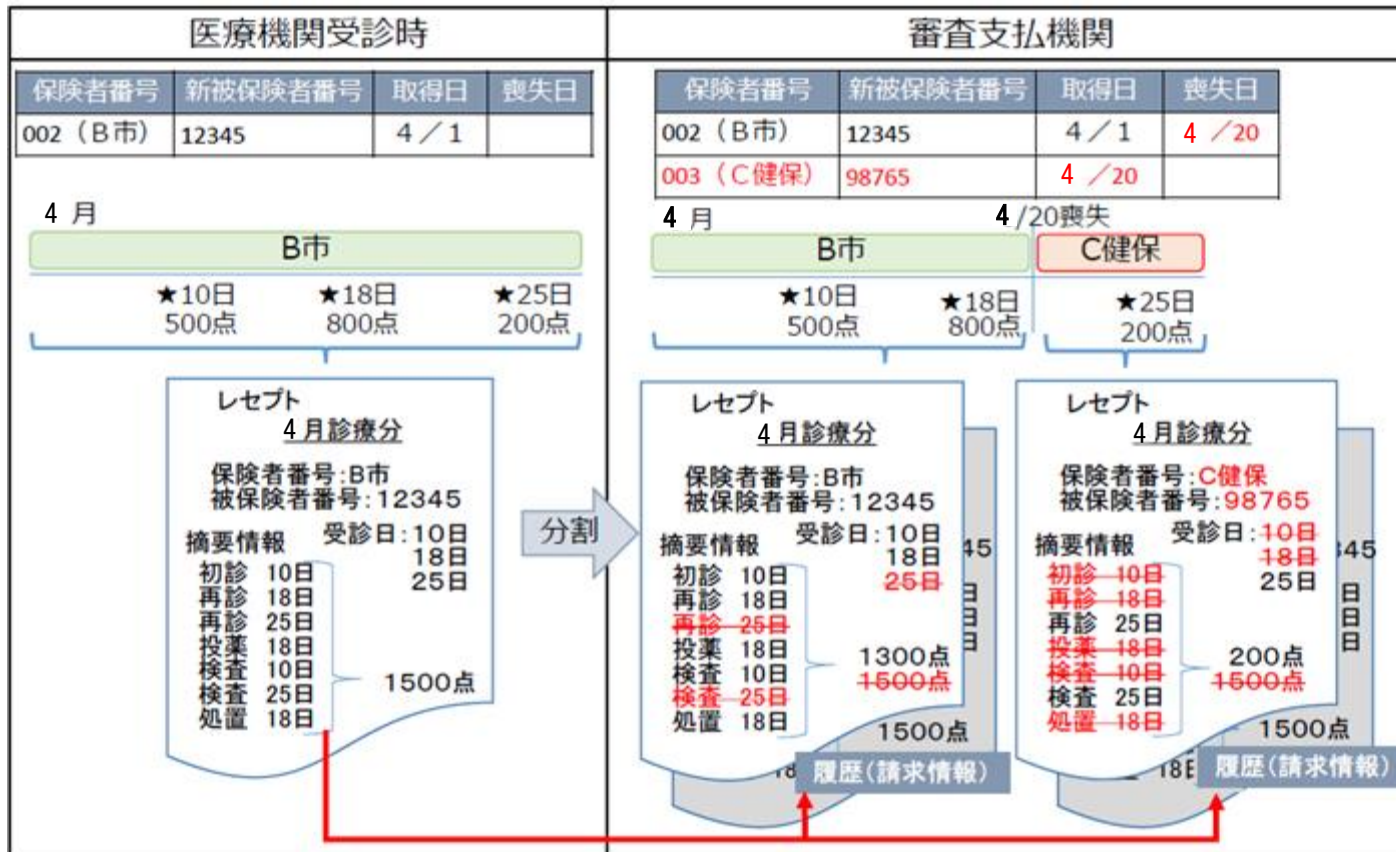
〈振替〉

医療機関受診時には、A市として資格確認された電子レセプトが、審査支払機関によるオンライン資格確認等システムの資格確認にて、B市の患者であることが判明した場合、自動的に資格情報がB市の電子レセプトに振替えられます。



〈分割〉

医療機関受診時には、B市として資格確認された電子レセプトが、審査支払機関によるオンライン資格確認等システムの資格確認において、月途中よりC健保の患者であることが判明した場合、自動的に“資格変更前のB市”と“資格変更後のC健保”の電子レセプトに分割されます。



〈振替・分割の対象外となる主な事例〉

項番	事例	振替	分割	備考
1	紙レセプト	×	×	従来からの取扱いから変更なし。
2	公費対象（福祉含む）	×	×	住所が変更されることで、公費が適用されなくなる可能性があるため、振替・分割対象外とする。
3	高額療養費支給対象のレセプト	○	×	高額療養費支給対象額が変更となる可能性がある為、所得区分の変更および多数回該当の場合は、振替・分割の対象外とする。 なお、高額療養費の発生有無については、レセプトのコード（窓口負担額の区分）にて判定する。
	所得区分の変更なし且つ多数回該当以外	○		
	所得区分に変更あり	×		
	多数回該当	×		
4	負担割合が変わるレセプト種別	×	×	患者の負担割合が変わると支払い済みの自己負担額の調整が必要となるため、対象外とする。
5	75歳到達月	×	×	患者から保険者への届出等が必要なこと、保険者が変更となることにより当該条件が引き続き適用されるかが不明なことから、対象外とする。
6	給付割合が70・80・90以外			
7	特記事項が「10：第三」「25：出産」「64：学歯」			
8	限度額適用認定証適用区分の月中変更	×	×	適用区分、負担金割合が変更となった場合、どちらの区分、負担金割合か判定できないため、対象外とする。
9	高齢受給者証一部負担金割合の月中変更			
10	特定疾病療養費が記録されているレセプト	○	×	特記事項が「02：長」「16：長2」の場合、分割の対象外とする。